

議案第 23 号

所沢市立児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

所沢市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 19 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

所沢市立椿峰児童クラブの移転に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

所沢市立児童クラブ条例（平成２６年条例第４６号）の一部を次のように改正する。

別表所沢市立椿峰児童クラブの項中「所沢市小手指南四丁目１７番地の１０」を「所沢市小手指南五丁目２０番地の１」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。